

後期高齢者医療制度のお知らせ

一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から一定以上の所得がある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

窓口負担割合が2割となる方は、次の項目にすべて該当する方です

- 住民税課税世帯で、3割負担（現役並み所得者）ではない
- 同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる
- 年金収入+その他の合計所得金額が次に該当する方
 - ・被保険者が1人世帯の場合、200万円以上
 - ・被保険者が2人以上の世帯の場合、合計320万円以上



窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります

10月1日の施行後3年間（令和7年9月診療分まで）は、2割負担となる方について窓口負担割合の引き上げに伴い、1カ月の外来医療の負担増加を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

2割負担となる方で 高額療養費の口座を登録されていない方へ

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、法律の施行時期に申請書を郵送します。申請書が手元に届いたら、申請書の記載内容に沿って口座の登録をしてください。

被保険者証の交付について

令和4年度は通常の年次更新（7月）と施行日前（9月）の2回、被保険者証の交付を行います。

令和4・5年度の北海道後期高齢者医療保険料率は次のとおり変更となります

令和3年度		令和4・5年度
均等割 52,048円	➡	均等割 51,892円
所得割 10.98%	変更なし	所得割 10.98%
限度額 64万円	➡	限度額 66万円

問合せ先／北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

役場町民サービス課保険年金係 ☎ 2-2171（内線523・524）